

○経済産業省令第 号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第二十六条の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（煙火の消費） 第五十六条の四（略） 一、三（略） 四 消費場所においては、やむを得ない場合を	（煙火の消費） 第五十六条の四（略） 一、三（略） 四 消費場所においては、やむを得ない場合を

除き、次項の規定により設けられた煙火置場又は打揚筒若しくは仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚げ等使用する火薬類を存置しないこと。

五 煙火が燃焼しているときは、打揚火薬の計量をしないこと。

六・七 (略)

2 (略)

3 (略)

一 煙火置場は、打揚筒及び仕掛煙火の設置場所並びに火気を取り扱う場所に対し、二十メ

除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚げ等使用する火薬類を存置しないこと。

五 煙火が爆発又は燃焼しているときは、打揚火薬の計量をしないこと。

六・七 (略)

2 (略)

3 (略)

一 煙火置場は、打揚筒の設置場所、仕掛煙火の設置場所及び火気を取り扱う場所に対し、

一メートル以上の距離をとること。ただし、船上で煙火を消費する場合その他やむを得ずこの距離をとることができない場合には、星の衝突等による衝撃が煙火置場の内部に及ばないように措置を講ずること。

二〇五 (略)

4 煙火（手筒煙火及び動物の駆逐の用に供するためのものを除く。以下この項及び次項において同じ。）を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

一 打揚筒及び仕掛煙火の設置場所は、消費す

二十メートル以上の距離をとること。ただし、船上で煙火を消費する場合その他やむを得ずこの距離をとることができない場合には、星の衝突等による衝撃が煙火置場の内部に及ばないように措置を講ずること。

二〇五 (略)

4 煙火（手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同じ。）を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

一 打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所

る煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。

一の二 煙火の消費場所において無人航空機

(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一

号)第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。第四号の二において同じ。)が飛行する場合には、煙火の消費者は当該無人航空機と煙火との衝突による危害を防止するため
の措置を講ずるとともに、無人航空機であつて煙火を取り付けたものを飛行させる場合に

は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。

(新設)

は、前号の規定によるほか、当該無人航空機を飛行させる空域は、当該無人航空機の種類及び重量、当該無人航空機の飛行の高度及び速度、当該無人航空機に取り付けた煙火の種類及び重量並びに通常想定される最大風速に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。

二・三 (略)

四 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒に蓋をし、又は覆いをする等の消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずると

二・三 (略)

四 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しの都度完全に蓋をし、又は

ともに、当該打揚筒の設置場所に携行された
煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出し
の都度完全に蓋をし、又は覆いをする事。

四の二 無人航空機であつて煙火を取り付けた
ものを飛行させる場合には、当該無人航空機
の墜落又は当該無人航空機に取り付けた煙火
の落下による危害を防止するための措置を講
ずるとともに、当該無人航空機に取り付けた
煙火に蓋をし、又は覆いをする等の消費中の
煙火の火の粉等により着火しないような措置
を講ずる事。

覆いをする事。

(新設)

四の三 前二号に掲げるもののほか、消費中の煙火の火の粉等により火災が発生するおそれがある場合には、あらかじめ打揚筒及び仕掛煙火の設置場所の付近の火災を防止するための措置を講ずること。

(新設)

五〇十六 (略)

五〇十六 (略)

十七 上空に打ち揚げ開かせようとする煙火が点火後上空で開かず、打揚筒内又は地表若しくは水面(これらに近接する上空を含む。)で開く等の危険を及ぼす事象が発生した場合には、他の煙火の消費を中断し、危険がない

(新設)

ことを確認すること。

十八 煙火の消費場所において火災が発生した

場合には、危険がないことを確認した上で、

できるだけ初期消火又は延焼の防止の措置を

講ずること。

5・6 (略)

7 動物の駆逐の用に供するために煙火を消費す

る場合には、次の各号の規定を守らなければな

らない。

一 煙火の消費に際して、強風その他の天候上

の原因により危険の発生するおそれのある場

(新設)

5・6 (略)

(新設)

合には、煙火の消費を中止すること。

二 煙火の消費場所に携行する煙火の数量は、消費に必要な数量を超えないこと。

三 煙火の消費場所に携行された煙火は、容器に収納し、取出しの都度完全に蓋をし、又は覆いをする事。

四 煙火を地上に固定する場合には、風向を考慮して安全な方向に向け、かつ、消費の際の衝撃により当該煙火の方向が変化しないように確実に固定すること。

五 煙火を投げ、又は発射して消費しようとする

る場合には、当該煙火を投げ、又は発射しようとする方向に人がいないこと及び燃焼しやすい物がないことを確認した後でなければ点火をしないこと。

六 煙火のうち、投げて消費するものは、点火後、速やかに安全な方向に向けて投げるにと。

七 煙火のうち、発射して消費するものは、点火後、当該煙火が発射されない場合には、次の規定を守ること。

イ 発射筒内をのぞき込まずに直ちに安全な

方向に向け、又は発射筒から離れること。

ロ 十分な時間が経過した後に、発射筒内に多量の水を注入する等の当該煙火が発射しない措置を講ずること。

八 煙火を投げ、又は発射した後、不発の煙火がある場合には、できるだけ回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。

九 煙火を投げ、又は発射した後、火災の発生するおそれが生じた場合には、消費場所の付近の火災を防止するための措置を講ずること。

十 煙火の消費場所において火災が発生した場合には、危険がないことを確認した上で、できただけ初期消火又は延焼の防止の措置を講ずること。

附 則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。